

平成30年度北海道男女平等参画審議会第1回専門部会 議事概要

1 日時

平成30年7月11日(水) 9:50~11:50

2 場所

道庁本庁舎 塔屋 環境生活部1号会議室

3 出席者

(1) 北海道男女平等参画審議会 専門部会委員(五十音順)

酒井委員、竹内委員、広瀬委員、山崎委員(部会長)

(2) 北海道(事務局)

廣畑女性支援室長、美籐女性相談援助センター所長、津島主幹ほか

4 議題

(1) 説明事項

- ア 配偶者暴力相談防止に関する北海道の取組
- イ 北海道立女性相談援助センターの概要及び相談・一時保護の状況

(2) 審議事項

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画(仮称)の検討

〈議事概要〉

(1) 説明事項

- 資料1に基づき「配偶者暴力相談防止に関する北海道の取組」について説明。
- 資料2に基づき「道立女性相談援助センターの概要及び相談・一時保護の状況」について説明。

(2) 審議事項

- 資料3に基づき「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画の改定の考え方など」について説明。
- 資料4に基づき「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画(たたき台の体系)」について説明。
- 資料5に基づき「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画(案)たたき台の内容」について説明。

【次期計画策定に向けて各委員から意見聴取】

- 北海道の一時保護件数(人口1万人当たり)が全国と比べて1.5倍と高いこと、全国的に相談件数が警察で増えているのに対して一時保護件数が減っていることについて原因を調査できないか。
- 対象者の表現が、配偶者、パートナー、女性等と散見している。特別な意味がなければ、できるだけ統一した方がよい。対象者は、男女の別が問われず、同姓同士でも使える「パートナー」という言い方がよいのではないか。最初に「配偶者等」とは何なのかを定義して、以下「配偶者等」で統一する。女性を特に保護する事項については女性という言葉を使用することでどうか。
- 具体的に書かれている第3次計画に比べると警察の取組が、かなり抽象的であり、後退したイメージに受ける。警察ではここまで行うということが分かるように、もう少し具体的に書いてほしい。

- 相談者に「重大な判断をさせた」「間違えた回答をしたかもしれない」など心理的に悩む相談員が多いと思う。臨床心理士といったカウンセラー資格研修に相談員が参加する経費に助成を行うような人材育成の取組ができないか。国家資格になっている臨床心理士については、相談員が資格を取得するのは難しいが、人の悩みを聞くという負担をかいくぐっている臨床心理士が、悩んでいる相談員に研修を行うといった手だてはあっていい。
- デートDV出前講座が学校現場ですごく求められている。法務局の各地区で活動している人権擁護委員には熱心にデートDV講座を行っている方が多いので、そういう人権擁護委員にお願いすれば、お金をかけなくてもできると思うので、ぜひ再開してほしい。
- 医療機関から配偶者暴力相談支援センターや民間シェルターに通報されるケースが多い。好評だった医療関係者対応マニュアルをもう一度作成し、医療機関等に配付してほしい。その際には性暴力被害者に対する対応も含めた内容で検討されてはどうか。
- 道内すべての市町村と連携できるよう、民間シェルター活動圏域外の振興局関係機関連絡会議にも民間シェルターが参画できるように配慮してほしい。

(3) その他

次回専門部会の予定について確認。

(閉会)

以上